

令和4年第2回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和 4 年第 2 回初山別村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和 4 年 5 月 2 7 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和 4 年 6 月 1 7 日 午前 1 0 時 5 分宣告
応 召 議 員	1 番 高場志津子 2 番 三谷 博子 3 番 斉藤 勝博 4 番 加藤 一裕 5 番 山本 康男 6 番 長谷川幸廣 7 番 鎌田 健治 8 番 木村 健一
不 応 召 議 員	な し
出 席 議 員	応召議員と同じ
欠 席 議 員	不応召議員と同じ
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 宇野 要 監 査 委 員 野村 英雄 農 業 委 員 会 長 立田 幸男 選挙管理委員会委員長 立田 康雄
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 村田 繁光 企画振興室長 山崎 英樹 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 小川 志鏡 経 済 課 長 寺崎 廣輝 主 任 技 師 長谷川孝之 教育委員会 大西 孝幸 農 業 委 員 会 寺崎 廣輝 教 育 次 長 事 務 局 長 選挙管理委員会 加藤 明彦 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
	2 番 三谷 博子 3 番 斉藤 勝博
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 大井 英世 書 記 岩井 陸
そ の 他	な し

村 長 議 会 招 集 挨 拶	
議長 木村健一 君	
村長から議会召集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。	
村長 宮本憲幸 君	
令和4年第2回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会召集の挨拶を申し上げます。	
深緑の季節を迎え、議員の皆様方には、何かとご多用のところ定例議会を招集いたしました、議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと厚くお礼を申し上げます。	
6月も中旬に移り、万物躍動の季節を迎え、各種産業も徐々に活性化して参りました。	
コロナ禍に見舞われてから、3回目の夏を迎えようとしておりますが、北海道内における感染状況は各数値が改善し、減少傾向が鮮明になりつつあります。今後におきましても、マスク着用、手指消毒など基本的な感染防止対策を継続することが大切であり、地域経済回復への道筋も考慮しながら、今一度感染対策を徹底して行かなければならないと考える所であります。厳しい社会情勢下にあります、自然と共にある地域の基幹産業は、農作物がこれから天候に恵まれ、生育が順調に進むよう願うと共に、漁業におきましても海洋環境の変化等の中にもありましても、漁獲量・魚価の安定に期待をする所であります。	
さて、5月31日をもちまして出納閉鎖をいたしました令和3年度の各会計につきましては、求められる各施策を推進する中、健全財政を維持しながら決算できるような状況であり、議会の皆様のご理解ご指導の賜と深く感謝を申し上げる次第であります。	
今定例議会に提案いたしました案件は、補正予算を含め11件であります。人事案件につきましては、監査委員の任期満了に伴います後任委員として、荒木隆氏を任命いたしたいと存じますので、選任同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。また、報告案件と致しまして、繰越明許費繰越計算書についてを、ほか単行議案5件を上程いたしております。なお又、一般会計及び特別会計3会計の補正予算につきましては、事業費の追加などの補正をお願い致しております。	
それぞれの案件につきまして、上程の際、詳細説明致しますので、ご審議の上ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。議会の招集の挨拶といたします。何分宜しくお願い申し上げます。	
開 会 ・ 開 議	
議長 木村健一 君	
ただいまの出席議員数は8名で定足数に達しておりますので、令和4年第2回初山別村議会定	

例会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。
日程第1 会議録署名議員の指名
議長 木村健一 君
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長より指名します。
2番三谷博子君、3番齊藤勝博君、両名を指名します。
日程第2 会 期 の 決 定
議長 木村健一 君
日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会において協議しておりますので、
議会運営委員長の発言を求めます。三谷委員長。
議会運営委員長 三谷博子 君
ただ今、議長より指名がありましたのでご報告いたします。議長から本定例会の会期等の諮問
を受け、去る6月7日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。
協議の結果、案件等を勘案し会期を本日から6月20日までの4日間といたしました。
以上、報告を終わります。
議長 木村健一 君
お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から6月20日まで
の4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの4日間に決定しました。
日程第3 諸 般 の 報 告
議長 木村健一 君
日程第3 諸般の報告を行います。

事務局長に朗読させます。大井事務局長。
事務局長 大井英世 君
第2回初山別村議会定例会諸般の報告
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
これで諸般の報告を終わります。
日程第4 行政報告
議長 木村健一 君
日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和4年第2回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております。
資料の順に従いまして、報告申し上げます。
1の令和3年度各会計決算見込みにつきましては、第1回定例議会におきましてその概要を報告いたしておりますほか、各議会提案時に主な内容を説明しておりますので重複は避けまして、各会計毎に報告申し上げます。
(1) 一般会計①予算対比であります。当初予算額22億2,210万円に対し、6回の補正を行い、歳入歳出総額を24億5,385万4千円といたしております。
当初予算に対し、金額で2億3,175万4千円、率にして10.4%の増となっております。
令和3年度の予算執行に当たりましては、経常経費の節減に努めたほか、歳入におきましては、国・道補助金の特定財源は、概ね予算で見込んだ額が確保されております。
②歳入総額は、令和2年度繰越明許分並びに、令和3年度分の合計で25億7,936万9,689円であります。
歳入の大半を占める地方交付税は、当初予算に対し2億9,611万8千円の増となり、減債基金について年度中に4,613万9千円を繰入れたものの、当初計上していた財政調整基金及び公共施設等整備基金の繰り入れを取り止め、年度末には公共施設等整備基金に1億4,359万8千円を積み立てることができております。
③歳出総額は、令和2年度繰越明許分並びに令和3年度分の合計で25億3,497万9,253円であります。主な事業としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活

用した社会福祉施設等感染症防止設備整備費助成事業、指定管理者事業継続支援事業、飲食業並びに農業及び漁業に係る経営継続支援事業、こどもプラス地域経済応援事業を。交付金事業のほかには、雄幸橋補修事業、初山別5条線道路排水改修事業、一般廃棄物処理施設整備事業、天塩六線沢線改良事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業等を実施しているほか、繰越明許事業として、高度無線環境整備推進事業ほかを実施しております。
①差引残額では、合計で4,439万436円となっており、令和4年度へ繰り越したいします。
また、⑤財政調整基金の5月31日現在の現在額は11億2,109万8,080円であります。
次に(2)の国民健康保険特別会計の決算見込みであります。歳入総額2億2,063万1,201円に対し、歳出総額2億1,559万1,709円で、差引残額503万9,492円の歳計剰余金の見込みであります。
剰余金のうち地方財政法の規定により、特定財源を除く2分の1以上の260万円を財政調整基金に積み立てることとし、翌年度への繰越額は、243万9,492円の見込みであります。
なお、5月31日現在の財政調整基金額は、6,681万4,505円であります。
(3)の介護保険特別会計であります。歳入総額1億9,268万6,706円に対し、歳出総額1億7,934万5,322円で、差引残額1,334万1,384円の歳計剰余金の見込みであります。
剰余金のうち返還金に充てる財源を含む734万1,384円を翌年度へ繰り越し、支出に充てるべき額を除いた額の2分の1以上の600万円を、地方財政法の規定により財政調整基金に積み立てます。
なお、5月31日現在の財政調整基金額は、3,794万1,926円であります。
(4)の後期高齢者医療保険特別会計であります。歳入総額2,126万3,309円に対し、歳出総額2,118万9,257円で、差引残額7万4,052円の歳計剰余金の見込みであります。
次に(5)簡易水道事業特別会計であります。歳入総額1億5,855万7,026円に対し、歳出総額1億5,650万866円で、差引残額205万6,160円の歳計剰余金の見込みであります。
なお、5月31日現在の計量器分財政調整基金額は、1,098万20円であります。
(6)農業集落排水事業特別会計であります。歳入総額8,313万2,194円に対し、

歳出総額8, 240万5, 961円で、差引残額72万6, 233円の歳計剰余金の見込みであります。
なお、5月31日現在の償還基金額は、5, 183万5, 109円となっております。
2の農作物生育状況及び漁業生産状況についてであります。始めに農作物の生育状況について申し上げます。
今年3月の気温は、平年より高く経過したことにより、融雪は順調に進み、融雪期は平年より8日早い4月2日となりました。融雪後の天候は、高温多照であったため、ほ場の乾燥が進み、耕起作業は順調に行われました。
水稻のは種期は、4月21日と平年より1日遅くなりましたが、出芽期は平年より1日早くなり、苗の生育状況は概ね平年並みに推移しました。移植期は、平年より1日早く5月20日で、移植後は天候に恵まれ、活着期は平年より2日早まりました。6月1日現在の稲の生育は、平年より1日早く進んでおります。
畑作物の6月1日現在の生育状況ですが、秋まき小麦は、融雪後の生育は順調で、平年より3日進み、春まき小麦は、は種期は平年より1日早く、生育も平年より3日進んでおります。
また、豆類のは種作業の進捗状況は、大豆、小豆ともに平年より1日早まっている状況です。
農作物は、いずれも概ね順調に生育が進んでおりますが、今後も気象情報に注意し、適正な肥培管理と病虫害防除に努めるよう関係機関と連携をとりながら、指導の徹底に努めてまいります。
次に、漁業生産状況であります。資料の表をご覧ください。
5月末現在の水揚げの合計は、数量348. 2t、金額1億3, 366万4千円で、前年と比較して、数量118. 8%、金額144. 3%であります。
主力魚種である「たこ」の水揚げは、数量で対前年比104. 7%、金額で141. 4%であります。ほたて稚貝の水揚げは、対前年比162. 1%、金額で150. 1%で前年を大きく上回り、平年並みに回復したところであります。漁業においては、本年においても引き続き、新型コロナウイルスの影響が心配されますが、経営安定のためにも、今後の漁獲量並びに魚価の回復を願うものであります。
3の令和3年度岬センター等の利用状況について申し上げます。
岬センターの利用者数は、研修室1, 397人、比較で73. 9%、入浴者2万4, 893人、比較で84. 8%、宿泊者6, 942人、比較で93. 5%、一般食堂1万858人、比較で87. 4%、総数では、4万4, 090人、比較で86. 3%であります。
公園施設は、3, 033人、比較で105. 4%となっております。

道の駅・ともしびの利用者数は、軽食喫茶 8, 271 人、バーベキュー 1, 817 人、展示売店 4, 149 人、利用者合計は、1 万 4, 237 人、比較で 99.1% であります。
4 の令和 4 年度建設工事等の発注状況について申し上げます。
5 月 31 日現在の土木・建築工事につきましては、発注済みが建築工事で 3 件 862 万 4 千円、計で同数の 3 件、862 万 4 千円、発注率は 9.2% であります。委託業務は、発注済み 6 件で 2, 399 万 5 千円、発注率は 49.9% であります。
水道・農業集落排水工事では、工事の発注済みはありません。委託業務は、発注済み 2 件で 1, 702 万 6 千円、発注率は 100% であります。
以上で行政報告を終わります。
議長 木村健一 君
これで行政報告は、終わりました。
日程第 5 一般質問
議長 木村健一 君
日程第 5 一般質問を行います。
議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。
発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 55 条の規定により質問開始から 60 分以内とします。
発言を許します。6 番長谷川幸廣君。。
6 番 長谷川幸廣 君
農業の生産資材高騰対策等について質問致します。今日、農業をめぐる情勢は、ロシアのウクライナ侵攻の影響により、飼料、燃料、肥料など生産資材価格が高騰しております。この価格高騰となっても、農畜産物の販売価格に転嫁できる状況にもなく、営農の継続が危機的な状況となっております。更には現在、水田活用交付金の見直しも重なり、過去に経験したことの無い厳しい環境となっております。農業者がいくら努力しても光が見えない、この厳しい状況から将来安心して持続可能な農業に取り組んでいくために、次の 2 点について村長の考えをお聞きします。①生産資材の高騰対策への考え②水田活用交付金の見直しに対する考え以上の 2 点です。
村長 宮本憲幸 君
議長。

議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
長谷川議員のご質問にお答え申し上げます。
1 点目の生産資材の高騰対策への考えについてであります。3 年にも及ぶコロナウイルス感染症や、ロシアによるウクライナへの侵攻が長期化する中、日本の農業や食料安全保障にも大きな影響を及ぼしており、肥料や飼料をはじめ農業資材の高騰が止まらず、農業経営を圧迫している状況は本村においても例外ではなく、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあるものと認識しております。現在の農業資材の高騰は、農林水産省の農業物価統計調査によると、配合飼料では4 月現在で対前年同期から14.5%、また、ホクレンの報道発表では、化学肥料が前年より78.5%高騰しているとされております。この要因は、原油価格高騰に伴う肥料原料価格や輸送費の値上げや、円安進行も価格を押し上げる要因となっており、過去に経験したことのない大きな値上げであり、この高騰がいつまで続くか見通せない情勢となっております。このような中、国は激減緩和措置として農家に直接補助金を支給することも視野に検討しており、北海道においては肥料購入費の負担を軽減するため、化学肥料購入支援金給付事業を新設し、農業者に肥料購入支援金の給付を予定しているところであります。村におきましても、今定例会において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の原油価格、物価高騰対応分を活用し、農業経営継続支援事業として、1 経営体当たり10 万の支援金を補正予算計上したところであり、決して十分な額とはいえませんが、経営継続のための支援をするとともに、減肥対策として土づくり農業推進事業補助金の積極的な活用を促進していこうと考えているところであります。なお、この生産資材の高騰の状況は暫くの間続くものと思われるので、今後においても国や北海道の動向や情報を注視し、新たな対策が必要となった場合には、関係機関と十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。
2 点目の水田活用交付金の見直しに対する考えについてですが、議員ご承知のとおり国は昨年12 月に、水田活用の直接支払交付金について、今後5 年間に一度も水張りが行われない農地は、令和9 年度以降交付対象水田としないとする交付条件を厳格化する方針を打ち出しました。北海道内の転作は、減反政策が始まった昭和45 年以降積極的に転作に協力し、泥炭地などの条件が悪い地域を中心に麦などへ転作が進み、令和3 年の転作率は54.3%と他都府県より高い水準にあります。本村においても、令和3 年の転作は、水田面積783ヘクタールに対し、転作面積が519ヘクタールで転作率は66%となっており、この度の交付条件の厳格化は農業者にとっ

て大変厳しいものであり、また、高齢化により水稻作付が困難となり転作化している農業者もいることから、今後の農業経営に多大な影響を及ぼすとともに、耕作放棄地の増加や離農にも拍車がかかるのではと懸念しているところでもあります。このような状況の中、北海道においては、地域の実態や課題を検証するとともに必要な対策を実施し、令和9年度に向けた北海道における新たな水田農業を展開していくとされており、本村においても農業経営の転換期ととらえ、収益性の高い需要のある作物への転換や、所得と食料自給率の向上につながる方策を、関係機関と連携しながら検討しているところでもありますし、また、方策の一つとして本年度から、冬野菜栽培技術等確立推進事業の取り組みを新たに進めているところであり、新たな農業経営のモデルになる可能性もあることから、積極的に推進していきたいと考えているところでもあります。いずれにいたしましても、国の見直し方針は揺るがないことでもありますので、今後におきましても国や北海道の動向に留意しながら、地域の実情に即した施策の展開に努めるなど、農業団体とも連携しながら地域農業の持続的な発展が図れるよう、検討してまいりたいと考えております。
6番 長谷川幸廣 君
議長。
議長 木村健一 君
6番長谷川幸廣君。
6番 長谷川幸廣 君
転作交付金というのは村にとってどの程度の影響があるのか、減収になるのか。66%転作しているという、そういう金額というのは分かりますか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
直接支払い交付金の実績でありますけども、これは交付金としての村の実績がいくらであるかという話を先にさせて頂きたいと思っておりますけども、令和3年度の実績では、転作作物の助成ということで、3億4,000万円程入っております。それともう一つは、産地交付金というものもありますけども、こちらについては4,800万円程ということで、合わせますと、3億9,000万円。約4億のお金が入ってきているという状況になります。これが仮に転作してる率、或いは水田にブロックローテーションの中で、5年に一度という今、国の方で示されていますけ

ども、これがブロックローテーション、5年に一度水田として活用出来ないということであれば、そこが対象外になってくるわけでありますから、仮にそれが半分出て来た場合は先程言った額は、大まかな概算で4億ですから、その半分が入ってこなくなるという可能性があるという状況であります。

6番 長谷川幸廣 君

議長。

議長 木村健一 君

6番長谷川幸廣君。

6番 長谷川幸廣 君

いずれにしても今これは、農家にとって大変なことです。支援する対策というのは、1年限りではなく複数年続けて行って頂きたいなとこのように思います。離農する人が増えるであろうと考えますけども、その時に農地の流動化というものも考えられます。これをスムーズに進められるような対策とかは考えられますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸君

今回の水活交付金のあり方について改めて状況を考えてみますと、問題の根底には私は日本の食料自給率の問題、ここが大きく関わってくるだろうと思っていますし、それに合わせて日本の国民の皆さんが食べる食料の安全保障の問題、これが今大きな課題として今まで以上にクローズアップされてます。今世界の国の中では、例えば今回のコロナのパンデミックの問題で今までは各国に輸出していたんだけど、これからは自国の国民の皆さんの食べるものを確保しないとならない、輸出は出来ませんという国がかなり出てきていると言われております。それともう1点は今回のウクライナのようなこういう問題が起きますと、日本の国は直接ウクライナからは小麦は入ってませんでしたけれども、グローバル化する世界の中にはそのことが回り回って日本にも影響を及ぼすということがありますけれど、これは日本の皆さんの食料の安全安心ですから、農業だけではなくて、乳業についても水産物についても私は同じことが言えるのかなというふうに思っています。そんな中で、国としての大きな役割は、国民の皆さんの安全安心な食料をちゃんと確保することだということ、そして、それによって世界にそんなに頼らなくても自国で一定程

度ちゃんと生産できますよという体制を作らなければならない。これはやっぱり今の日本の農業、漁業に求められている大きな形だというふうに思います。今回こうしたことがあると国の中に与党、自民党の中にもこの食料の安全保証の問題をどうするのかという特別な委員会が組みました。それから、農林水産省の中にもこの問題についてどうこれから考えるんだということで、農林水産省の職員の中でも検討チームなんかも設置されております。本来であればもっと早くから私は、そういうことが必要だったんだろうというふうに思いますけども、こうした中ではもっと自国の国民の為に安心なものを生産できるような体制にすることが、国の中においても今非常に重要な視点だということになってきております。先般新しい2022年の国の骨太の方針が閣議決定されました。この中でも安全保障の一つの大きな柱として、食料の安全保障が謳われています。これは与党、自民党としての、政府としての役割、ここはこれからしっかりやります、やらないとならないというその意思の現れだと思います。食料というのは、生きることに直接関わることで、普通の産業とは違う国民の皆さんにとっては、生命を維持する為のまず、生命維持産業ですよね。一旦そのことが途絶えると、農地も担い手も技術も一旦だめにしてしまうと、さあ食料が足りないからといって増産して下さいという時に、応えられるはずがありませんので、そこはやっぱり国としての大きな枠組みの中で、今後の食料の安全保障或いは自給率の向上というのを強く意識して、国政が進められなければならないというふうに思っていますけども、私も先般6月2日に北海道町村会でこの問題についてやはり北海道の声を届け、地方の声を届けるという機会がありましたので、そのことを強く私も話させて頂きましたけども、やはり生きるということは食べるということですから、この食べ物をちゃんと生産できる、国民の皆さんに渡るといこういう形の中で、今回の水活の問題が出てきております。転作の問題につきましては、今最終的にどういった制度設計にするかということを国の方でも議論が深まっているところですし、北海道としては是非一つにはブロックローテーション、5年の中のことがこれは5年では厳しいですと、地域性だとか土壌だとか色んな問題がありますから、やっぱり6年とか8年とかっていうスパンで考えられないかということの一つ強く言ってますし、それともう1点は仮に転作奨励というものが無くなった場合に、今度は転作ということではなくて、輸入作物の代替えとして例えば麦を作るんだ大豆を作るんだという時には、そこに支援をする。新しい形で何とか農業者の皆さんが農業を続けられるような、若い人たちが夢を持ってこれからも食料生産が出来る、そんな形になるようなことを農業団体或いは北海道の各町村一緒にやって今色々議論をしておりますので、今後とも状況を見ながら少しでも正しい方向といえますか、自給率向上或いは食料安全保障に繋がるような方向に向かえば良いかなと思っていますところです。

6 番 長谷川幸廣 君
議長。
議長 木村健一 君
6 番長谷川幸廣君。
6 番 長谷川幸廣 君
世界のあちこちでは食料難こういことも言っておりますけども、その内食料が足りなくて、いざ食料を作るとなったら農地が足りないとかそういうことにならないように、このままどうしても辞めなくてはならないというそういう方々の農地が、耕作できなくなるようなそういう農地にはして欲しくないかと、何かそういう離農する方に対しての農地の持って行き方といいますか、その後作る人がこれだけ交付金下がると、農地の流動にかなり金額に開きが出てくるのではないかと思いますので、そこで流通出来なくなる、そういうことのないよう一つ村の方でも何か対策を考えて欲しいかと考えております。
以上で終わります。
議長 木村健一 君
暫時休憩します。再開は、午前 11 時 15 分とします。
(休憩 午前 10 時 56 分 再開 午前 11 時 15 分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
1 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
1 番高場志津子君。
1 番 高場志津子 君
先進的で持続可能な少数社会を目指す具体性について村長に伺います。本年度の村政執行にあたり、先進的で持続可能な少数社会の実現を目指すことを基本方針としています。様々な分野で、今まで通りの制度や仕組みでは対応することのできない、時代の大きな転換点にあると捉え、村民が安心して暮らし続けることのできる村づくりに邁進されているところであります。将来展望に立ち、未来を見据えた方向性と具体的な道筋を描いて、住民と協働していくことが望まれます。
以下、5 点について先進的な取り組み方策を村長に伺います。
①本村の人口減少問題をどのように捉え、今後の方策において先進性をどう求めるか。

②基幹産業の担い手対策において、後継者に引き継げる魅力のある施策とは。
③住環境の整備において、画一的な村営住宅の補修と新築の枠を越え、新たな発想による住まいの提供はできないものでしょうか。
④情報通信基盤整備推進の今後の取り組みは。
⑤地域包括ケアシステムの更なる充実方策をどのようにしていきますか。
以上質問致します。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
高場議員の、先進的で持続可能な少数社会を目指す具体性についてのご質問にお答えします。
1点目の本村の人口減少問題をどのように捉え、今後の方策において先進性をどう求めるかに
ついてですが、日本の国の人口は、2008年をピークに人口減少時代に入り、それまで40年
の間に3千万人増えてきた人口が、今後40年の間に3千万人減るとの予測がされております。
2050年に人口は1億人を割り、全人口の約4割にあたる4千万人が、65歳以上を占めると
の見方がされております。こうした中、小さな自治体の未来は、人口減少や公共サービスを維持
する困難など、取り巻く状況は厳しさを増すことが予想されます。しかしながら、こうした困難
な課題は、程度の差はあれ全ての市町村が直面するものであり、小規模自治体が率先して対処し
て作る政策は、見方を変えればある意味では時代を一步先行くものと言えます。こうした時代に
あっては、全国を画一的に捉え、都市圏を標準としてつくられる国の政策や制度を見直す、重要
な手がかりとなる可能性があります。その意味においては、小さな自治体の未来は決して楽観す
ることはできませんが、これからの自治体運営や地域の在り方を考える上で、多くの可能性を持
っていると考えるところです。人口減少社会という現実を受け入れながら、第2期初山別村まち
・ひと・しごと総合戦略の基軸である、新たな雇用を創出する、子どもを産み育てやすい環境や
子育てができる環境をつくる、定住したくなる魅力ある生活環境や安全、安心な生活環境をつく
るといった3つの目標の実現に、従来の枠組みにとらわれないものの見方や考え方で、より柔軟
な発想にたち、少しでも人口増加に繋がる施策を実装して参りたいと考えます。
2点目の基幹産業の担い手対策において、後継者に引き継げる魅力ある施策についてですが、
村の基幹産業である農業、漁業は高齢化が進行する中、持続的な発展を図っていくためには、意

欲と能力のある多様な担い手の育成、確保が緊急かつ重要な課題であると考えております。農業におきましては、国は令和4年度より、新規就農者に対する制度の見直しを行い、新たに新規就農者育成総合対策事業として、就農後の経営発展のための機械、施設等の導入に対する支援を新設し、北海道においては上限375万円の支援や、新たに経営を開始する者に対する資金の助成事業、月12万5千円、年150万円を3年間支援することとされております。村においても、この事業を活用するとともに、村新規就農者支援対策事業及び管内3町村で構成し実施しております、オロロン地区新規就農者支援対策事業により支援しているところであり、主な支援内容は、農地賃借料や機械賃借料の補助や固定資産税の補助など合わせ、50万円を限度として支援しており、親元就農者においては規模拡大等支援で、農地や機械の取得費用について上限200万円や、就農住宅支援により家賃や住宅取得にかかる費用などについて支援し、ともに就農時には就農祝い金10万円の交付も行っているところです。一方漁業においては、新規漁業就業者や漁業後継者への国の支援制度はなく、初山別村新規漁業就業者支援事業のみにより支援をしているところです。主な支援内容は、就業準備補助金、漁船、漁具の取得費に対し150万円以内、経営自立安定補助金として所得に応じて、上限年150万円を5年間支援し、ほかに漁業制度資金借入補助金、固定資産税補助金により経営開始時から安定した経営が行えるよう支援を行っているところです。漁業後継者においては、就業準備補助金、漁船、漁具の取得費に対し150万円以内と、免許取得費補助金の2項目の支援しかなく、農業とのバランスを考慮し、魅力ある施策となるよう関係機関と協議しながら全体的な見直しを検討しているところです。 3点目の画一的な村営住宅の補修と新築の枠を越えた、新たな発想による住まいの提供についてですが、現在の公営住宅では、議員ご指摘の通り公営住宅整備事業標準床面積として、1戸当たり76.3平方メートルと定められているところであり、この基準に基づいて村の公営住宅も整備しているところです。このことから、画一的な枠を越えた新たな発想による住まいの提供は、公営住宅の整備では困難なことから、PFI事業での民間事業者を活用した公営住宅の整備や民間事業者による賃貸住宅建設の手法が考えられます。PFI事業での公営住宅整備については、全国的に政令指定都市等の大規模な事業に適用されているところであり、地方での小規模な事業には適さない事業となっていることから、PFI事業の活用については、困難であると考えているところです。そのようなことから、村においては民間事業者による賃貸住宅の建設促進が可能な整備方法と考えており、管内他町において民間事業者による賃貸住宅建設費への補助金を交付しているところもあることから、村においても実施可能か調査、検討してまいりたいと考えているところです。
--

4 点目の情報通信基盤整備推進の今後の取り組みについてですが、高度無線環境整備推進事業により、村内に高速通信網が整備されたことから、スマート農業の推進など I C T を活用した業務の効率化やアプリケーション等を活用した住民サービスの質の向上を図るため、本年 4 月より北海道から専任の職員 1 名を派遣していただいたところです。I C T は、地理的な不利を解消する有力な手段ではありますが、一方で I C T に関する知識が十分ではないこともあり、利活用できる人材の育成が課題であることから、実際にどのような技術が実装できるのか、どのように取り組む必要があるのかといった基本的知識を取得するため、総務省に対し、地域情報化アドバイザーの派遣要請を行っており、8 月末に職員を対象とした研修を実施してまいります。本研修では、I C T を利用した事業展開の取り組み方や考え方について、産業、医療、交通など幅広い分野における応用事例を交えた講義に加え、I C T をいち早く住民生活に取り入れている自治体の先行事例などをご紹介いただき、今後の施策に反映できるよう検討を重ねてまいりたいと考えているところです。 5 点目の地域包括ケアシステムの更なる充実方策をどのようにしていくかについてですが、地域包括ケアシステムは、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で、自分らしい暮らしを続けることができるように、住民と医療、介護、福祉などが連携し、必要なサービスを一体となり、切れ目なく提供していく取り組みです。村においても、地域包括ケアシステムづくりを進める中で、これまで 1.3 の事業所と見守り協定を締結し、ささえ愛パートナーについては個人或いは団体で登録され、日々活動されているところです。また、令和 3 年度からは交通弱者対策として、地域公共交通対策事業として、しよさまる号の運行を開始しているところです。今後の地域包括ケアシステムの更なる充実方策についてということですが、現在村では、予防と生活支援に重点をおいて、地域包括ケアシステムづくりを推進しているところです。地域包括支援センターでは、保健師によるサロンや、まるごと元気アップ教室を、社会福祉協議会においては、交通弱者対策やささえ愛事業を、ささえ愛パートナー団体では除雪、ふまねっと教室、地域食堂などコロナ禍でありながらも、感染予防に十分に配慮しながら日々各種活動を実施していただいているところです。今後、地域包括ケアシステムを充実、推進するためには人的資源の確保、人材育成が大きな課題です。村保育士等修学資金貸付事業の活用などで、社会福祉を担う人材確保、人材育成を図りながら、体制の充実に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。 1 番 高場志津子 君 議長。 議長 木村健一 君

1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子 君

今回は、5つの視点からお伺いいたしました。施策は全て連動されているものであります。ですから、村民の皆さんと意思を共有して、今後の村づくりを進めていくことが課題であります。まずは、基本的になるのは人口だと思います。今お聞きして色々な対策を講じて、減少も致し方ないけれども、それを緩やかにして、そして村民の皆さんが、お互いにこの村で暮らすことに支え合って行けたらと思っております。そんな中で村で少子化対策として、子育て世代包括支援センターを昨年より立ち上げて、少子化対策にあたっております。やはりなんといっても地域の若い方は、この村で子どもを産み育てていこうという思いが大切なのかなと思います。そして、施策として定住移住対策等にも力を入れております。その中でまず、人口減少に歯止めをつける一つの対策として、地域おこし協力隊の制度を導入して進めてきました。でもうちの村では、その地域おこし協力隊の定住率が少し悪いのかなと思っておりますが、特に定住率が悪い中で地域おこし協力隊が農業に新規就農して、そして今漁業の研修中であり、そしてまた一人の方は引き継いで2年間の研修を終えて、果樹園を引き継いで行うという、好事例がうちの村で生まれています。そんな中で、今後も地域おこし協力隊を農業分野、或いは漁業分野、或いは建設業まで特化したような募集方法も一つの定住の方法かなと思うわけですが、いかがでしょうか。以前から農業分野等に特化した募集の仕方をしていただこうという提案がありました。初めから目的を持ってこの村で農業やりたい、漁業やりたいという人が協力隊として入ってきて、協力隊としての生活を安定しながら農業漁業の研修を受けるような方策も必要かなと思いますが、皆さん目的を持って入ってきているのでしょうか、来ても何をして良いか分からない3年、今度は2年伸びましたけれど、その2年の期間の中でうちの村で生活していくということを見いだせなくて、多くの協力隊の人が出て行かれました。そんな中でやはり目的を特化した募集の仕方をするというのも一つの方法と思われますが、村長はどう思われますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 1 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

地域おこし協力隊の制度、私この制度はなかなか制度としては今の日本の現状に適った制度の一つではないかというふうな気がしています。今議員も言われました、一度その協力隊の活動の

仕方の方法がもっと違った視点というか、地域の基幹産業に特化した形だとか、もっと色々な方法を考えていいのではないかとということだったんですけども、そういうことで良いと思います。
ただそれは制度の仕方ですから、今後色々な視点から考えるべきかなというふうに思います。それと一方では、その協力隊の制度が国の制度として始まったわけですけども、このままの制度で良いのかということ、国の方にも私は考えてもらいたいと。都市部には自分の生き方や或いは家族との暮らし方という、満足できなくて自分の生き方はこれでいいのかと、もっと自分の時間を大切にしたり、家族との時間を大切にしたりだとか、それから仕事もですが、生産するということを楽しむ、そして心の豊かさみたいなものを求める人は、今都会には、一定レベル居ると言われています。そんな人たちが是非私は地方に行って、基幹産業に携わるということもそう簡単なことではないですけども、地方に行って新たな道を歩みたいということであれば、それはその国の制度としてももっとカスタマイズ、制度自体を変えていってもということはあるだろうというふうに思います。特にこうやって今人口減少や少子高齢化を含め、私たちの社会の体系というのはどんどん変わってきてるわけですが、社会の体系やどんどん変わってきているのに、国や地方自治体を含めてですけども、変わってきているのに何もしていないということはそれは後退を意味することですから、もっと制度でも仕組みでも私は柔軟に考えていかなければならないだろうというふうに思いますけども。その中では国の制度そのものについても、制度をスタートさせたからそれでよしとするとだけではなくて、ここはもうちょっとこう変えていったら地方でも使いやすい制度になるんじゃないか、村も同じように今までこういうことでスタートしたけども、ここはもっと考えた方がいいねということで、柔軟な発想でやるということが必要だし、そしてその受け入れをどうするかということも含めて考えることになるかなというふうに思っています。
1 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
1 番高場志津子君。
1 番 高場志津子 君。
協力隊の受け入れをうちの村として、もっと柔軟に、この制度を利用して取り組むには、農業、漁業に特化した募集の仕方をしたらいいかなという提案ですけども、その募集にあたっても、協力隊3年間を終えて漁業研修している方が居ます。そこから親方制度にのっとって研修を受け入れてくれる地元の漁師さんが居て、一生懸命彼は研修して、もう1年経ったら就業してくれるだ

ろうと期待しているところです。そういう形で募集にあたって農業者だったり、漁業者だったり
或いは飲食業や土建業で後継者が欲しいなというときに、受け入れの親元という受け入れ先をき
ちっと確保して、そしてこの村で仕事をしたいという、でも協力隊として入って来るというそこ
に行政も絡んで、3者がマッチングしてそして新規就農、就業に繋がるような協力隊の受け入れ
方法もあるのかなと思いますので、検討していただきたいと思っております。それと、住環境の
整備に移りたいと思います。住環境の整備において、画一的な今までの考え方ではなくて、新た
な発想による住まいの提供はできないかということを質問項目としました。新たな発想ってどう
いうことなのかと考えたときに、やはりこの村で過ごしていくには住宅の住み替え、年代におい
て住み替えをしていくということが大事なかなと思います。それで、住み替え方策としまして、
今4戸1棟で住宅を大体は作っていますけども、そこに独居になった方、子育て世代の家族の多
い方が、同じような間取りとかで生活してるわけですけども、それを住み替えていくには子ども
が成長期には、空き家バンクに登録している家をちょっとリホームして、その一軒家に住んで
もらうとか、それがまず子育て世代の住宅に対する方法かなと、それと高齢になると住宅はそう
ですけども、一軒家をもう維持できないというお一人様が多くなってきました。その方たちに対
して、新たな発想による住まいの提供はできないかという質問をした以上、私も新たな発想って
どういうことなのか考えてみました。子育て世代に一軒家を公営住宅として提供することも一つ
方法なのかなと。それから、一人になってやっぱり自分の家を維持できない、もうまもなく公営
住宅に住まわせてもらいたいというニーズもあります。そんな中で、今度住宅を建てる時には、
もし4戸1棟だとしたら名付けて、お一人様シェアハウスという考えはどうかと思うんですけ
ども、今まではお一人様も子育て世代も同じ住宅に入っていましたけれども、4人が一つの建物
の中で、そして共用する部分、玄関、居間、台所、お風呂そういうのを一つにして、今の方たちは
プライバシーを大切にするので、やすらぎを想像して下さい。やすらぎに入居する一つ手前の方
たちが1棟で暮らすような、プライバシーを大事にして自分の部屋にトイレと洗面所だけはつけ
る。4人が一緒のシェアハウスで暮らすという、そういうことをして食事当番は2人ずつとか、
高齢になると一人暮らしの方は特に食事を作ることも大変になってきています。そういうところ
も解消できるし、一人で暮らす孤独感も解消できるし、ということでそういう家を、今後はやす
らぎに入る一つ手前で住民が助け合って暮らす、支え合って暮らす方法の一つかなと、そこがま
たサロンになったりするでしょうと、これから今村長さんがおっしゃったように、住宅に対して
新たな発想でPFIを活用できなければ、民間事業者にということで補助金を出していくことも
是非必要なことだと思いますので、また、住民の皆さんの意見を考えを聞きながら、進めて欲し

いなと思っております。それと、情報通信基盤整備にあたりましては、今専任職員が道から派遣されているということは存じております。今お聞きしたように、職員を対象にＩＣＴ活用も色んな勉強会をなさるといことですので、是非この勉強会は職員のみならず地域にもＩＣＴ関連に精通した人材が私はいると思います。それと農業者だったり漁業者だったりこれからの自らの産業の進め方についての勉強も必要になってくるでしょう。要するに農業はスマート農業に移行していくとか、その中で是非地域情報化アドバイザーが来て研修を受けるときには、是非民間の希望する方も一緒に勉強させてあげて欲しいなと思うところであります。国を挙げて今デジタル化を推進しておりますけども、本村の当面のデジタル化への移行の方策はどのようなものがありますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

最後のデジタル化のところの方向性については、担当課長の方からお話しさせていただきたいと思いますけども、住居の問題含めて今色々高場議員の考え方も含めてお話しを聞かせていただきました。先程お話しでもありましたけども、やはり社会の情勢が変わってきている、住民の皆さんの暮らし方なんかも変わってきている。これは少子化だったり高齢化だったり、今までと同じような暮らし方はちょっとできないなという住民の方も増えてきているというのを私も肌で感じています。特に高齢者の皆さんにおいては、農村部においては特に産業。今までの自分の所有地との関わりで、市街地とはちょっと離れたところに暮らしてたんだけど、これからは色々な面で大変なんで町の方に出てきたいという考え方ですとか、色々なパターンが出てきているなと、それはまさに社会が変化してきているなということが私も感じておりますので、その辺をどういった仕組みを作って少しでも効率的な対応の中でできるかということが、多様性を持って考えていくべきなのかなというふうに思いますので、生きていく中で住まいってというのは極めて重要なことですから、そこは今までとは違った視点で、何がいいのかということを考えていきたいなというふうに思います。それからＩＣＴの関係につきましては、このようなことで進めようと思っておりますけども、住民の皆さんの本当に思いを持っている方、或いは色々詳しい方もおりますし、村がこれからＩＣＴを活用してどうやって少しでもそういう体制を整えるかということは、職員のみならず、住民の皆さんに広く若い人たちにも考えていただくということが極めて重要で

すので、なるべく臨機な対応をできたらと思いますし、うちの村は地区がですね、各地区があつてそれでことをなすというためには、やっぱりＩＣＴ活用っていうのは私は必要なかなと、いかに効率的にそのことをなし得るために、そういう意味でも村の地勢上といいますか、土地柄上すごい重要なところになってきておりますので、全てをＩＣＴに頼るなんてことはできませんけども、人と人との繋がりを大切にしながらそういった情報通信基盤を利用していく、ということが必要なのかなと思ってますけども、しっかり検討していきなと思います。それから最後のところは担当課長の方から話しさせていただきます。
総務課長 加藤明彦 君
議長。
議長 木村健一 君
加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議員のご質問に対します、村長の担当課としてのご回答をさせていただきたいと思いますが、今回の一般質問の内容につきましては、基本的には先程の企画振興室の方に、道の職員の派遣についてという部分につきましては、以前にも総務の方からこういう人が来ますよということでふれさせていただいております。高場議員の今回の一般質問につきましては、まず各分野、村長が先程申し上げております産業、農業、漁業だったり商工会、それから教育の分野、或いは福祉医療分野と村で一体どういったことがこの光ファイバーの、高度無線環境整備したことによってどういうことができるのか、そういったところも村長が先程おっしゃいましたアドバイザーを派遣していただいて、まずは職員がしっかり勉強しよう、各分野で何ができるのか勉強しましょうということなのかなというふうに聞いておりました。このＩＣＴにつきましては過去に、もう２０年も３０年も前から医療分野で遠隔の医療ができないかと、そういういった話しがずっときてあったわけでありまして、なかなか当時はとてつもない費用が掛かるということで、各自治体ともなかなか色々な分野で最近ではスマート農業でクローズアップされているところですが、なかなかそういったものが進んでいなかった、昨年コロナが蔓延した関係で給付金ですとか特別給付金、それから各産業、飲食業とかそういった産業関係の方で困っている方が居るんだけどなかなか申請手続きがスムーズにいかない、ということでマイナンバーカードの交付と発行と共に、そういったものの促進をということでデジタル庁が創設されたわけでありまして、そういった各地の市町村での行政としての事務手続き、こういったものを円滑にするために市町村にもＤＸ、デジタルトランスフォーメーションという事業を積極的にやって下さいということで、国の方か

ら指示を受けているわけでございます。この後、補正予算の中でも一部そういったことで触れる分がございしますが、総務の方の担当といたしましては、留萌DXの関係につきましては、皆さん一般方で家にパソコンがないおじいちゃんおばあちゃんやスマホが使える持っていない、そういった方でも役場の中で、役場に端末を用意してそういったもので行政手続き、今のところは細かく福祉分野ですとかそういった部分で、14項目の事務手続きが、家にそういう機械が無いからやるのも窓口に行けば、申し込みとか手続きできるんだねと、そういったものを進めようとしておりまして、それが留萌管内はご承知の通り7町村で電算推進協議会を設けておりますので、そちらの方とタイアップして役場の方でもそういった窓口対応、業務対応の住民に皆様に行政手続きがデジタルで申請できるようなことを今後進めていくというふうな流れになっております。ちょっと部分的な説明としてですが、このようなことがこれから進められていくということでございます。以上です。
1番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
1番高場志津子君。
1番 高場志津子 君
持ち時間がもう少しありますので、あと1つだけ質問させていただきます。5番目の地域包括ケアシステムの更なる充実ということで、村でも包括ケアに向けて包括ケアセンターを立ち上げて色々なことで、頑張ってください。そんな中で聞きたいのが、独居の方に対して個別の支援計画ができているのか、できていればどのような内容なのかをお聞かせ願いたいと思います。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
独居の方に対する個別の支援計画というものが村にあるかというご質問ですが、ちょっと私も即答できないんですけども。
議長 木村健一 君
暫時休憩します。再開は午後1時10分とします。
(休憩 午前12時02分 再開 午後 1時10分)

議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
先程ご質問ありました、独居老人の個別計画についてでありますけども、具体的な内容のお話になりますので担当課長の方からご説明をさせていただきます。
住民課長 小川志鏡 君
議長。
議長 木村健一 君
小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
独居高齢者の個別支援計画は村にあるのかというご質問だったと思います。村では個別の支援計画はありません。また、国や道から作成して下さいというふうなものでもありません。ですが、令和3年3月に初山別村高齢者保健福祉計画、第8期の介護保険事業計画というのを作成しています。その中で、地域包括ケアシステムというところが基本目標の方に掲げられていまして、その中で、独居高齢者に限らず見守り協定を13の事業所と締結しているわけですが、その中で独居の方ですとかに異変があった場合はすぐ役場なり、社協なりにお知らせして下さいというような内容で協定はしています。もしその協定によって連絡があった場合、保健師等が行って対応することとなります。その他民生委員さんとか郵便局ですとかヤマト運輸とかも協定に参加しておりますので、その辺の見守り体制についてはある程度万全ではないかなと考えております。以上です。
1 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
1 番高場志津子君。
1 番 高場志津子 君
個別支援計画の必要性に付いてありますけども、今まで介護保険制度が改正になって高齢者を

地域で支えるために、この５年間例えば豊岬地域でしたら、地域のささえ愛サポーター制度ができて、地域のささえ愛サポーターの人たちが、なんもなんもクラブを作って生活支援コーディネーターとともに地域食堂をやったり、サロンを開催したり運動教室、或いは便利屋さん事業とかもやってきました。それと地域の老人クラブにも社協から依頼を受けて、ふれあいサロンというのを高齢者の人に対しての見守り活動を行っています。村の方も先程村長さんがおっしゃったように、サロンだったり色んな形で地域の高齢者に対して活動をしておりますけど、民間が行うには限界があります。それで、今後どうしたら良いかと考えたときに、やはり独居の高齢者はそんなに多くの人数が居るわけではありません。それと、本村では報道にもありましたけど、他の自治体は人口減少の構成として、２０代の転出者が多いけれども、初山別村は８５歳～８９歳代が最多であると新聞報道もありました。ですから独居の方たちに対して地域包括ケアシステムを更なる向上させるために、個別支援計画というものを作っていかれたらどうかと思っております。それは、行政や社協だけではなくて、その方に対して家族だったり地域でお世話してくれる方も含めた個別の計画を作って、見守っていくということが必要になる時代なのかなと思います。もちろん住居の住み替え等も必要になってくると思いますけれど、こういうことも早くから提案したいと思ってはいたんですけども、コロナがありまして、２年半行政の方、地域住民のそういう意識のある方と、話し合いをする機会をもてないままにきましたけれど、そろそろそういう関連する人たちが集まって話し合いをして、そして、きめ細やかな独居の高齢者に対しての支援が必要ではないかなと思っていますところであります。どうしても色んなサロンだったり色んな取り組みをしても、その方だ元気に出てきてもまたお家に帰ると一人になってしまう、孤独になってしまうということが現実ですので、そういう取り組みも必要かなと思います。それから災害時にも個別支援計画というのも立てなければならぬということも、これも努力義務なんでしょうけど、そういう観点からも個別支援計画が必要かなと思いますけれど、村長さんはどのように思いますか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
これからの高齢化の中でどこにおいても、少しでもその不安を取り除くということが必要かなというふうに思います。そんな中で、地域包括ケアシステムを中心として複層的に見守る形がで

きるということは非常には意義のあることだと思いますけども、個別計画、こういった形がいい
のか、或いは個別計画までに至らなくても、あくまでもその方の状況はどうあるかということが
我々が認識しているということが必要だと思いますので、今後こういった形が望ましいのか検討
していきたいというふうに思います。
1 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
1 番高場志津子君。
1 番 高場志津子 君
いずれにしても今回の質問を通して、重層的、複層的というか、ささえ愛クラブと行政だ
けじゃなくて、これからの村づくりとして住民の皆さんもそういう活力のある、元気な村を作っ
ていこうという思いを共有していかなければならないと思いますので、これからもそういうこと
で進んでいていただければ、言葉だけではなく先進的で持続可能な小数社会に初山別村は人口
が少なくてもなっていけるのではないかと、期待しておりますのでご検討を宜しくお願いしたい
と思います。終わります。
議長 木村健一 君
次に 2 番三谷博子君。
2 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
2 番三谷博子君。
2 番 三谷博子 君
空き家、これから空き家になるであろう家の活用と、公営住宅の一部村民開放に向けて村長に
伺います。初山別村の人口は、これまで年間 20 ～ 30 人の減少傾向が続き、今年に入って 1,
100 人を割りました。人口減については他町村においても、国においても苦慮し、その対策が
急がれています。本村におきましては、数年後に予想される人口 1,000 人を割る事態だけは
避けたいところであります。これに伴い空き家も目立ってきています。程度の良い空き家につき
ましては、一部個人での売買もされているようですが、全面解決には至っていません。一方、既
存の公営住宅については、規格内の設計で広さも間取りも大体同じです。入居後、家族が増え、
手狭になり、転居を望んでも希望する広い公営住宅が無いのが現状です。子育て支援の観点から、

この問題を解決する一案として、立地条件の良い空き家や、家族が減り広い一軒家から公営住宅への転居を希望する、これから空くであろう空き家を譲り受けて改修し、公営住宅として活用する試みをしてはどうか村長に伺います。また、長引くコロナ禍は高齢者にとって、健康上の大きな負担となってきました。村でも保健師を中心とした対策が行われてきたところではあります。この村には村民が自由に集まり、自由に遊ぶ場所が足りません。高齢者のフレイル対策、認知症予防対策、そして児童、生徒のコミュニケーション、遊び場として一部公営住宅を住民に開放してはどうか伺います。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
三谷議員のご質問にお答え申し上げます。村の空き家対策につきましては、空き家の管理の適正化を図ることを目的とし、平成28年4月に、初山別村空き家等の適正管理に関する条例を施行し、令和4年3月には、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、特定空き家等への措置や利活用の促進など、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、初山別村空き家等対策計画を策定し、適切な管理に導くための指導、助言に努めているところであります。
1点目の立地条件の良い空き家などを譲り受け、公営住宅として活用する試みをしてはどうかという質問でございますが、公営住宅の定義は、公営住宅の規定に基づく補助金を受けたものだけが、公営住宅法の公営住宅となるとされており、それ以外の地方公共団体が整備する賃貸住宅は、公営住宅にすることはできないとされておりますので、その点ご理解願います。なお、村といたしましては、空き家の有効活用、流通の促進を図るため、空き家バンク制度を活用していただくとともに、定住促進住環境整備支援助成事業により、空き家住宅購入や改修に対する支援を行っているところでありますので、制度の利活用について一層の周知に努めてまいりたいと考えますが、社会背景の変化を的確に捉え、何か効果的な手立てがあれば、より柔軟な視点で対策を検討してまいりたいと考えます。
2点目の住民の遊び場として一部公営住宅を住民に開放してはというご質問であります。公営住宅制度の趣旨、目的は、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で住宅を賃貸等することにあるとされており、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、グルー

プホーム事業とホームレスの自立支援の2つの事業が規定されており、大臣承認の特例が認められているところであります。住民に開放することは、公営住宅を住宅として使用する事業でございませんので、公営住宅制度の趣旨、目的とは異なることから目的外使用については、認められないこととなっておりますので、ご理解をお願いします。
高齢者のフレイル対策、認知症予防対策としては、これまで各地区会館、繫小屋、ツ・ドウなどを利用して、サロンやまるごと元気アップ事業などを実施しているところです。また、児童、生徒のコミュニケーションなどの場としても同様に、既存施設の利用で一定程度は充足していると考えておりますが、今後の必要性に応じて様々な視点から、対応策を検討してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いします。
2番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番三谷博子君。
2番 三谷博子 君
先程高場議員の一般質問の中で、村長は少子高齢化人口減少社会において、これからは村でも、現行サービスを維持するのが困難になっていくことが予想されるとおっしゃっていました。また、国がこれからは自国の中のことを考えていかななくてはならないとおっしゃっていました。村においても同じことだと思います。生きるということは、衣、食、住というのは村長と考えが同じだと思います。その中で、先程村長がおっしゃっていました、住宅の民間事業者による賃貸住宅への支援を考えているとおっしゃっていましたが、円安やロシアによるウクライナの侵攻が長期化する中で、物価が高騰しており、建築資材も影響を受けております。新築公営住宅にするにも改修するにも、また、一般住宅を改修するにも大幅な予算の見直しが余儀なくされていくと思います。そんな中で、最近の初山別村の中を見ても、住宅が撤去されて荒れ地になっている箇所があちこちに見られるようになってきました。国道の側においても同じだと思います。私たちもこのように、以前あった住宅がなくなって、空き地になっていくのを見るのはとても寂しい思いがします。村の景観を考えましても、このような状況をなんとかしていきたいなと、そのように考えています。村長はまたその中で、これからは何事も小規模自治体だからこぞできる何か新しい取り組みがあるのではないかと前向きなお話をされておりましたが、その取り組みというものは先程おっしゃっていた民間事業者による新しい建物を建てるということなのでしょうか。

村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
最初の答弁で申し上げましたのが、空き家住宅を公営住宅にできないんですかということについて、公営住宅にはできません。空いている公営住宅をそういう使い方にできないですか、それはできませんという、法令上といいますかその中のものですけども、それとはまた別に空き家住宅を効果的に何か活用の道はないのですかというのは、また違った視点の課題です。私はそこについては非常に共感するところでして、おそらく住民の皆さんもこれからだんだん高齢化していく中で、空いている状態、それから予想としてこれから空くであろうという住宅が増えるのではないということもきっと思っているのだろうというふうに思います。そんな中でさっき一つの住宅の建設の手法の一つとして、民間に助成をして民間とタックして、これは建て方の一つ在り方として話したことですけども、例えばこれから人口減少時代の中で初山別村に是非家族で来て、新しい生き方してみませんかというような投げかけがあった場合に、まずはその仕事があるということは1番ですけども、そのときに村の子育てや教育環境や、或いは住居環境が仮に整っているとすれば、それは新しい住宅でなくても、民間の空いた住宅をそういうふうに入ってもらってかっというそういうことを整えることによって、地域の魅力というのは私は出てくるのではないかなというふうに思います。以前でしたら個人の住宅は個人の財産でありますから、そこはなかなか公としては入っていけない問題で、しかも今まではその住宅についてコーディネートするか、こっちで欲しいという人とあげたいという人と上手くマッチングさせる役割といいますか、間に入る人がいたんですけども、これからはなかなかそういう方もいないという中で、それが一つの大きな社会問題となってきたとすれば、そこに公共として何かその仕組みを作ることができないかという思いは私もあります。今は民間の中で議員ご指摘の通りだと思んですけども、譲り受けますよ、それから欲しいですよという人を上手く仲介するような仕組みの民間での動きもあるようですし、或いはまた、先程もいいました空き家対策の計画の中で、融通利活用の促進という項目があります。これは修繕等による空き家等の活用ということで、修繕や改修等により利活用が可能な空き家等については、地域における最適な利活用の方法について検討したいというような計画の中での位置づけではありますけども、公営住宅というわけにはいかないけども、せっかく地域にある一つの財産なんだから、これを効果的に活用をする、もっともっと活用する

ための研究、検討ということは私は必要ではないかなというふうな思いをしていますので、そういう意味で空き家の活用というのは、まだこれから可能性の秘めた対応策があるのではないかなと考えているところです。
2 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
2 番三谷博子君。
2 番 三谷博子 君
もう一つお聞きしたいことがあるのですが、現在子育て中の方で公営住宅が手狭になってきていて、もう少し広いところが欲しいなというふうに思っている方達もいらっしゃいます。そういう方達について、新しく新築するまでにはいかないけれども、今の状態を続けて行くにはこの住宅では困難かなと思っている方達もいらっしゃいます。そんな方達の住居への思いを叶えてあげるには、村長はどのような方法を考えていらっしゃいますか。お金を出せばどんなことでもできるのですが、でも今子育てにいっぱいいっぱいそこまではというところであります。そういうところへの支援としては、どういうことを考えてらっしゃるのでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
私は今の日本の現状の中で、やはり人口減少問題、これは非常に難問なんですけども、それ以上に少子化対策、これをやらなければ大変なことになるということは、日本の大人の皆さんそれぞれ考えていることだと思います。自分達の子どもや孫の時代になったら、年金も医療も福祉政策も、これは大変なことになるぞということに気付いているんですけども、国の動きが鈍いと私は思います。これから20年後になったら大変なことになるよということを、もっと認識を深めて、じゃあ今できることはなんなのかということで、私は子育て支援、産み育てることのできる社会づくりをするということが私は極めて重要だと思っております。日本の国は高齢化社会に向きましてから、高齢化対策も進めてきたんですけども、それはそれとしてその政策を進めてきた。でも一方で子育て支援の対策が遅れた部分が、最大の忘れ物だと言われております。子どもを産みやすい環境、それから子育て対策が充実してる、それから教育にもう少しお金が掛からないと

か、そういうことを整理してやる、子育てのところにもっと視点を向けるべきだというふうに思
います。そんな中で、その住まいのところで、なかなか賃金も上がらない中で、一軒家を持つこ
とは大変。でも地方に行ったらそういう空き家を上手く活用して、家族みんなで自然いっぱいの
中で豊かな暮らしができるんだと、私はこういう手に届くのを、もしかして過疎地域にもチャン
スがあるのではないかなと、そのためにはやっぱり一つ一つの住居環境、それから子育て環境で
も色んなことを整えるということが、地方の今一つのチャンスになり得ることかなというふうに
思いますので、そういう意味で空き家をどう上手く活用して子育て支援に繋げるのか、地域の元
気に繋げるのか、なにかこうお互いウィンウィンのそういう形になればいいのかなというふうに
思います。ただそれを整えるシステムというか仕組みというか、それをどうするかということな
のですが、全国の市町村の中でも先進的にそういった課題について取り組んで結果を出しつ
つある町村もありますので、そういうところの対応も参考にしながら、検討してまいりたいとい
うふうに思います。
2番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番三谷博子君。
2番 三谷博子 君
実際に今現在そのような思いをしながら初山別の地に居て、そのような思いをしているところ
もあるということを分かっていたきたいのと、村長が先程言われていた、小規模の自治体だか
らこそ自分たちが発信していく何かのチャンス、そういったものがあるのではないかなというその
言葉に期待をして、何とかこの問題を早期に住民に優しい形で解決して欲しいと思います。昨今
観光、観光という言葉があちらでもこちらでも観光という言葉が出てきています。いかに交流人
口が増えたところで村は観光地にはまだ道のりが遠いと思います。なぜなら私の考えている観光
地とは観光によってお金が入り生活ができ、潤うということをもってこそその観光地だと思うん
です。ただ私は、村外の方たちに村民が潤って生活している様子を観光して行って欲しいと思っ
ております。そのためには村民の暮らしを身近さと高級感をもって演出して欲しいな、そのように
思います。そんな中で既存の住宅、空いている住宅を美化していくことを、空き地を無くするこ
と、そういった色んないくつかのことを整えていけば、村外の人ではなくて村民がいかに幸せに
暮らしているか、笑顔で暮らせるかというところに重点を置いて村政を行って欲しいと思います。
今村長からの回答は、今すぐどうのこうのできるというような回答ではなくて、これから検討し

て何年かかるかというところの回答だったと思いますが、村長はどのくらい先の展望を思っているのかお聞かせ下さい。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

個別の色々な課題について、検討していかなければなりませんので、どの期間でそういう仕組みができるということは言えないのですが、村もぎりぎりのところにいますので、私はやっぱりスピード感をもってこの課題を解決することによって、未来に繋がる一つの手だということであれば、できるだけ早い対応ができるように職員と共に考えていきたいというふうに思いますし、そうすることによって今議員が言われたように、村民の皆さんが少しでもよしここで何とかやっていける、というように思われるような、また、今その空き家になるかもしれない自分の住宅のことをどう考えているか、或いはもしかして来年壊してしまうかもしれない、少しでも早いほうが資源の活用としては有効だと思いますので、できるだけ早く検討を深めて実施していきたいというふうに思います。

1 番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

1 番三谷博子君。

1 番 三谷博子 君

私も子どもの居ないところには未来はないというふうに思っております。この村でみんなが笑顔になって、ここは安心して子育てができるんだということが分かれば、またこの先も村政においての逆転もあるかと思えます。そこを目指して私も頑張っていきたいと思えます。最後になりましたが、先程私が言いました、住宅を一部村民に開放してみてもどうかということなのですが、なぜかというところ夏の間は全然構わないんです外で、だけど冬場なんですよ。冬場にやはり村で企画した中に入って動くんじゃないかと、自分たちのお友達が集まってそこで話しをする、遊ぶそういったことがとても重要なんじゃないかと思うんです。そのような場所が冬期間において欲しいんです。それは、村営住宅が無理ならば、空いている家でもどこでも構わないんですけ

ども、自由に村民が麻雀をやりたいかったら麻雀をやる、碁をやりたいかったら碁をやる、全然ばらばらに過ごせる、そういった空間さえあれば、なんとか冬の間のコミュニケーションを保っている、また、子ども達も私の家は中学校、小学校の子ども達の通学路になっております。その中で感じたことは、夏は外で丸くなってお話ししているんです子ども達が、それは見えていても微笑ましいなと思って見ていました。ところが冬になっても、子ども達が寒い中丸くなって何時間もそこで悩みなのか何なんか分かりませんが、ずっとお話しをしています。この子たちにこうやって集まって話せる場所があったらいいんだな、そう思いました。昔、初山別のバスターミナルに子ども達がたむろしていることがありました。そのことをとやかく取り出されたこともあったんですけど、その時も私は、そこはいい良い場所だと思ったんです。というのは、あちらこちらに大きな窓があって、外からも、バスに乗る人たちも子ども達の様子を見てもらえるなと思ったんです。だからそこは良い場所だと。ただ、君たちはマナーをきちっと守ってねと、ゴミはきちっと投げて、人が来たらきちっと挨拶をしないと、そういったマナーを守らないとここに出入りしたらだめだよってなってしまうよと言ったら、子ども達は満面の笑みを浮かべてはいと返事をしました。ところがやっぱりそれが中学校、小学校でだめだということになって、バスターミナルに子ども達が居て、お話しをすることはなくなりました。そのために、子ども達は行き場がなくて外にいます。そんなところをちょっと解決して欲しいなと思います。以上でございます。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

今、居場所のお話しをいただきました。高齢者の皆さんにとっては、自分のところに閉じ込まらないということが、その後の健康や体のためにより重要だということも認識しています。それが個人個人の中でなし得ることができれば、それはそれで良いことなのですが、でもそういうことはなかなかできない、どっかあれば良いのになという中で、高齢者の皆さんの暮らしが心の豊かさみたいところに繋がっていくことができるのであれば、それはそれで非常に意味のあることだなというふうに思います。公営住宅ではそういうことはできないということは、法令の中でのことですので、公営住宅ではなくて村にある利活用可能な空き家住宅を含めて、そういうものができれば非常に有効であるということも含めて、先程の問題と同じように検討していきたい

いというふうに思いますし、子ども達にとっても、今の子ども達はIT、情報通信機器と繋がって
いて、小中学生の9割はインターネットと繋がっているといわれますので、それはそれで決して悪いことではないし、必要な技術ではあるのでしょうか、実はネットから得る知識や物事
というのは、実経験を伴わないことの積み重ねとなります。今の子ども達は、そういう意味では
実際の経験がない中で、そういった情報だけがどんどん重なってこれば一つの社会問題とい
うふうにもなっていると思います。そんな中で、子ども達が学校以外で誰々さんとお話できる
場所、色々議論したり意見できる場所、そういう場所があるということも今後また意味のあるこ
とだと思いますので、そんなことを含めて初山別村ならもしかしたらできることがあるねという
ことがあれば、これから検討していきたいなというふうに思いますので、ご理解をいただきたい
と思います。
1 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
1 番三谷博子君。
1 番 三谷博子 君
以上、質問を終わります。
議長 木村健一 君
暫時休憩します。再開は午後2時05分とします。
(休憩 午前 1時52分 , 再開 午後 2時05分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第6 同 意 第 2 号
議長 木村健一 君
日程第6 同意2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
提出者の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
監査委員に次の者を選任したいと、地方自治法196条第1項の規定により議会の同意を求め
る。

記
住所 初山別村字初山別 1 8 3 番地 8
氏名 荒木 隆
生年月日 昭和 3 3 年 2 月 2 8 日
令和 4 年 6 月 1 7 日 提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
令和 4 年 7 月 2 日をもって任期満了となります野村英雄委員の後任として、荒木隆氏を選任いたしたくご同意賜りますよう提案いたします。なお、任期は 4 年につき、令和 4 年 7 月 3 日から令和 8 年 7 月 2 日までとなります。以上で説明を終わります。
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。
お諮りします。本件は人事案件ですので討論を省略し直ちに採決してご意義ありませんか。
(意義なしの声多数)
議長 木村健一 君
意義なしと認め、これより採決をします。
この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。
(全員起立)
議長 木村健一 君
起立全員です。
同意第 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。
日程第 7 報 告 第 1 号
議長 木村健一 君
日程第 7 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
令和3年度初山別村一般会計の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告する。
令和4年6月17日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第1号 繰越明許費繰越計算書については、以上で報告済みとします。
日程第8 議案第24号
議長 木村健一 君
日程第8 議案第24号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第24号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のように変更するものとする。
令和4年6月17日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 北海道町村議会議員公務災害補償等組合から規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議があったので、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第24号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決することにご意義ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
別紙について朗読説明あり記載省略
日程第9 議案第25号
議長 木村健一 君
日程第9 議案第25号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第25号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
地方自治法第286条第1項により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のように変更するものとする。
令和4年6月17日提出
初山別村長 宮本 憲幸
提案理由 北海道市町村職員退職手当組合から規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議があったので、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとする

るものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 2 5 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決することにご意義ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 0 議 案 第 2 6 号
議長 木村健一 君
日程第 1 0 議案第 2 6 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第 2 6 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を別紙のように変更するものとする。
令和 4 年 6 月 1 7 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 北海道市町村総合事務組合から規約の一部変更について、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により協議があったので、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を得ようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第1.1 議案第27号
議長 木村健一 君
日程第1.1 議案第27号 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第27号 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和4年6月17日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針に基づき、鳥獣の捕獲等の活動時間や業務の負担等を勘案し、鳥獣被害対策実施隊員の報酬

額を改正しようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 27 号 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 12 議 案 第 28 号
議長 木村健一 君
日程第 12 議案第 28 号 初山別村保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第 28 号 初山別村保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村保育士等修学貸付条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 4 年 6 月 17 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 村または村内事業所の常勤職員として保育または介護業務に従事しようとする優秀な保育士等を継続して確保するため、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
2 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
2 番三谷博子君。
2 番 三谷博子 君
全協の時もお聞きしたんですけども、この中の介護福祉士、または栄養士のところの栄養士なんですけども、これは栄養士だけですか。それとも管理栄養士も含めてのことでしょうか。
住民課長 小川志鏡 君
議長。
議長 木村健一 君
小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
栄養士についてですが、管理栄養士、栄養士どちらも対象としています。
議長 木村健一 君
他に質疑はございませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 28 号 初山別村保育士等修学資金貸付条例の一部を改定する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第29号
議長 木村健一 君
日程第13 議案第29号 令和4年度北海道初山別村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第29号 令和4年度北海道初山別村一般会計補正予算（第2号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、質疑の方法についてお諮りします。
本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
これより歳出の質疑を行います。11ページからです。
2番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番三谷博子君。
2番 三谷博子 君
13ページ 1目 税務総務費 22節 償還金利子及び割引料
47万8千円なんですけども、所得税の修正申告と先程おっしゃっていましたが、どのような修正をされたんですか。金額が大きいので教えて下さい。
総務課長 加藤明彦 君
議長。
議長 木村健一 君
加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
徴税費の過誤納還付金及び還付加算金の内容でございますが、個人名は税のことでございます

ので申し上げられませんが、昨年来農業関係の税務調査が入りまして、かなり大幅な所得税の修正がございました。1年～3年程度のそ及をしての、農業者の方の修正申告があったわけですが、家族構成によりまして一部その修正の3年間の間で、世襲ですとか農業後継とかそういった関連がございまして、村民税追徴の他に還付が発生する方がいらっしゃいました。その関係につきまして、後ほど国保税の方でも同様の還付が説明の中に出てくるかと思いますけど、住民税として一般会計から、47万8千円の還付をいたすということでございまして、関係される方が2名ということで記憶しております。以上です。
7番 鎌田健治 君
議長。
議長 木村健一 君
7番鎌田健治君。
7番 鎌田健治 君
ページ数ということではなくて、今後を考えて、一般管理費の中に修繕費というのが結構出てきてます。ということはこれから学校とか暖房関係、非常に今は部品が入りにくいということがいわれております。その中で、今は暖かいのですが、冬期間に入るとすぐ時期が来ますので、その辺きちっと一応点検をして、早めにしておかないと学校関係だと暖房機器が故障した、部品がすぐに入ってこないというようなことでは困りますので、その辺もう一回点検を早めにして、冬期間に備えておいて欲しいなどこのように思います。今になってすぐといっても、資材が本当に入ってくるのが遅いみたいなので、その辺ちょっと検討しておいて下さい。お願いします。
総務課長 加藤明彦 君
議長。
議長 木村健一 君
加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
鎌田議員から公共施設全般的な物資の導入の納入の遅れですとか、先程大高橋の件でも単価の高騰で300万円の追加補正させていただいたところですが、今までの電子基盤ですとかそういった半導体の関係で、物が入りづらいというのは実態としてございます。村におきましても、総務課のことにつきましては、教員住宅、職員住宅、それから公営住宅につきましては、担当の経済課、管理係の方から補修箇所等ございませんかということで、毎年度要望調査をしているところでございますが、こと只今申し上げました、ボイラーですとか水道管ですとかそういったもの

につきましては、昨日までは何でもなかったんだけど、急にという事態が都度どうしても発生してまいりますので、それにつきましてはできるだけ早々にということで、対応しているわけではございますけども、鎌田議員がおっしゃられた施設の点検を冬になる前に早めに、というご指摘がございましたので、各担当課におきまして、そういった点検等の対応を進めてまいりたいなというふうに考えてございます。以上です。
3 番 齊藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
3 番 齊藤勝博 君。
3 番 齊藤勝博 君
2 3 ページ 1 目 商工業振興費 1 2 節 委託料
商品券 1 万円分についてであります。前回の 1 万円分の商品券の全体の利用実績を聞きたいのと、もし分かれば 2 千円分の飲食店用の商品券があると思いますが、そこが前回あまり外で飲食しない人たちからは、使い勝手が悪いと聞いていたものですから、どの程度使われていたのかというのを、全体と飲食店用別でもし分かれば数字を教えてください。
経済課長 寺崎廣輝 君
議長。
議長 木村健一 君
寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
昨年度の飲食店の利用実績という質問でございます。昨年度の利用実績については全体で 1 1, 7 3 5 枚発券しておりまして、利用が 1 1, 4 8 8 枚で、利用率は 9 7. 9 % となっております。飲食店については、全体で 2, 2 3 2 枚発券しておりまして、利用はその内、2, 0 3. 9 枚で利用率は 9 1. 4 % となっております。確かに有明地区の方においては、飲食店がないことから、使いづらい等のお話しも聞いているところではございますが、昨年の利用率は 9 1. 4 % となっていることから、ほとんどの方に使っていただいたと思っております。以上です。
議長 木村健一 君
他に質疑はありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

歳出の質疑がないようですので、歳入の質疑に移ります。3ページからです。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第29号 令和4年度北海道初山別村一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。
(休憩 午後 3時09分 再開 午後 3時30分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第14 議案第30号
議長 木村健一 君
日程第14 議案第30号 令和4年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第30号 令和4年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について 別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第30号 令和4年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第31号
議長 木村健一 君
日程第15 議案第31号 令和4年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川経済課長。
経済課長 小川志鏡 君
議案第31号 令和4年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第1号)について別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
1番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
1番高場志津子君。
1番 高場志津子 君

5 ページ	1 目 地域密着型サービス等事業費	1 7 節 グループホームエルムの里管理
用備品購入		
グループホームエルムの里についての質問ですけれども、現在の入居者と、待機者は居るのかをお伺いします。		
住民課長 小川志鏡 君		
議長。		
議長 木村健一 君		
小川住民課長。		
住民課長 小川志鏡 君		
3 月末ではありますが、入居者については 9 名の方が入居しております。満床となっておりますので、待機の方はお知らせできないですけども、今のところは満床になっております。		
1 番 高場志津子 君		
議長。		
議長 木村健一 君		
1 番高場志津子君。		
1 番 高場志津子 君		
9 人満床でその中で、村に住民票がある方は何人ほどいらっしゃるのか、全員が村に住民票がありますか。		
住民課長 小川志鏡 君		
議長。		
議長 木村健一 君		
小川住民課長。		
住民課長 小川志鏡 君		
村の利用者についてですが、村の方が 7 名、他町村の方が 2 名となっております。		
議長 木村健一 君		
他に質疑はございませんか。		
(質疑なし)		
議長 木村健一 君		
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。		

(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 3 1 号 令和 4 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 6 議 案 第 3 2 号
議長 木村健一 君
日程第 1 6 、議案第 3 2 号 令和 4 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
議案第 3 2 号 令和 4 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 3 2 号 令和 4 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。議事運営上6月20日に審議を予定されております6件の案件につきましては、
本日の日程に追加し議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、6件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休けいします。
(休憩 午後 3時45分 再開 午後 3時46分)
議長 木村健一 君
再開します。
追加日程第1 発 議 第 2 号
議長 木村健一 君
追加日程第1 発議第2号 初山別村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを
議題とします。
改正条例案は、お手元に配布しております諸般の報告に続き込みのとおりであります。
本件につきましては、すでに全員協議会において協議済みでありますので、会議規則第37条
に規定する議案等の朗読は、必要がないものと認め提出議員からの説明にとどめます。
提案理由等について、説明をお願いします。2番三谷博子君。
2番 三谷博子 君
上程されました「初山別村議会委員会条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたしま
す。
今般の新型コロナウイルス感染症対策のため、総務省は委員会をオンライン会議により開催す
ることについて、令和2年4月30日付けで自治行政局行政課行政課長通知書を発出し、更に同
年7月16日付けで委員会の開催方法に関する3議長会からの質問に対し、Q&Aの通知が出さ
れたところであります。これを踏まえて、全国町村議会議長会において、委員会をオンライン開
催する場合に必要な規定を追加し、標準委員会条例の改正がされたところであり、また、本村議
会においては、オンライン開催するための設備は整っていませんが、今後設備が整った場合に円

滑にオンライン開催ができるよう、標準委員会条例に準じ、所用の改正を行うものであります。
議員各位におかれましては、ご賛同下さるようお願いをし、提案理由の説明といたします。
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
発議第2号 初山別村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第2 決 議 案 第 1 号
議長 木村健一 君
追加日程第2 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議を議題とします。
提出議員である3番斉藤勝博君からの説明を求めます。
3番 斉藤勝博 君
加藤議員、鎌田議員の賛成を得まして提出しました、ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議についてご説明いたします。決議文の朗読は事前配布されておりますので省略しますが、皆様ご承知の通り、今年2月24日ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害し、武力行為を禁ずる国際法の深刻な批判であり、国連憲章の重大な違反であって、断じて許されない行為であります。ロシアの侵攻行為に対し、強く非難すると共に、ロシア軍の攻撃停止と即時撤退及び、国際法の巡視を強く求める決意を表明したく決議案を提案します。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
意義なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議は原案のとおり可決することにご意義ありませんか。
(意義なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
意義なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第3 意見書案第2号
議長 木村健一 君
追加日程第3 意見書案第2号 森林、林業、木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実、強化を求める意見書を議題とします。
提案議員であります5番山本康男君からの説明を求めます。
5番 山本康男 君
森林、林業、木材産業のグリーン成長に向けた施策の充実、強化を求める意見書について、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和4年 6月17日提出
提出者 初山別村議会議員 山 本 康 男
賛同者 初山別村議会議員 斉 藤 勝 博
賛同者 初山別村議会議員 鎌 田 健 治
別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより採決してご意義ありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
意義なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第2号 森林、林業、木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実、強化を求める意見書は原案のとおり可決することにご意義ありませんか。
(意義なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第4 意 見 書 案 第 3 号
議長 木村健一 君
追加日程第4 発議第3号議員の派遣についてを議題といたします。
議会活動として議員の派遣について本日より次期定例会までの間、本議会が必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣することとし、派遣する議員についてはその都度議長において指名したいと思いますが、ご意義ありませんか。
(意義なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
意義なしと認めます。よって、本議会は本日より時期定例会までの間、必要と認められる事案について議員を派遣することとし、派遣する議員については議長において指名することに決定いたしました。
追加日程第5
議長 木村健一 君

追加日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び総務経済常任委員長から、委員会において調査週的事件について議会規則
第74条の規定によって、お手元に配付しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出
があります。
お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご意義ありませんか。
(意義なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
意義なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決
定しました。
追加日程第6
議長 木村健一 君
追加日程第6 組合議会会議の報告についてを議題とします。
本日の定例会までに組合議会の会議に出席された議員に対し、会議規則運用例160の規定に
よって会議の経過並びに結果について報告を求めます。
3番 斉藤勝博 君
去る6月2日に招集された羽幌町外2町村衛生施設組合議会第2回臨時会について報告あり
記載省略
議長 木村健一 君
4番 加藤一裕君。
4番 加藤一裕 君
去る6月2日に招集された北留萌消防組合議会第2回臨時会について報告あり
記載省略
議長 木村健一 君
以上で組合議会の会議に出席された議員の報告が終わりましたので、これで報告済みとします。
お諮りします。本定例会に付された事件はすべて終了しました。
よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第2回初山別村議会定例会を閉会します。

(令和3年6月17日 午後 4時07分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。